

占用料

工作物等の区分		単位	金額
第1種電柱		1本につき1年	610円
第2種電柱			950円
第3種電柱			1,100円
第1種電話柱			550円
第2種電話柱			880円
第3種電話柱			1,000円
その他の柱類			55円
共架電線その他上空に設ける線類		長さ1メートルにつき1年	5円
地下に設ける電線その他の線類			3円
変圧塔その他これに類するもの		1個につき1年	1,100円
水道管, 下水道管, ガス管その他これらに類するもの	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	29円
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		42円
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		64円
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		85円
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		120円
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		170円
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		290円
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		420円
	外径が1メートル以上のもの		850円
通路, 鉄道, 軌道, 公共駐車場その他これらに類する施設で地下に設けられるもの		1平方メートルにつき1年	1,100円
郵便差出箱及び信書便差出箱		1個につき1年	460円
公衆電話所			1,100円
競技会, 展示会, 集会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物		1平方メートルにつき1日	15円
標識		1本につき1年	880円
食糧, 医薬品等災害応急対策に必要な物資の		1平方メートルにつき1年	1,100円

備蓄倉庫その他災害応急対策に必要な施設 で国土交通省令で定めるもの		
環境への負荷の低減に資する発電施設で国 土交通省令で定めるもの		1, 100円
防火用貯水槽で地下に設けられるもの		1, 100円
蓄電池で地下に設けられるもの		1, 100円
国土交通省令で定める水道施設, 下水道施 設, 河川管理施設, 変電所及び熱供給施設で 地下に設けられるもの		1, 100円
橋並びに道路, 鉄道及び軌道で高架のもの		1, 100円
警察署の派出所及びこれに附属する工作物 等		1, 100円
天体, 気象又は土地観測施設		1, 100円
工事用板囲い, 足場, 詰所その他の工事用施 設	1 平方メートルにつき 1 月	170円
土石, 竹木, 瓦その他の工事用材料の置場		170円
備考	<p>1 この表において「第1種電柱」とは電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同 じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この 備考の1において同じ。）を支持するものを、「第2種電柱」とは電柱のうち4条又は 5条の電線を支持するものを、「第3種電柱」とは電柱のうち6条以上の電線を支持す るものをいう。</p> <p>2 この表において「第1種電話柱」とは電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する 電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線 （当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この備考の2において同じ。） を支持するものを、「第2種電話柱」とは電話柱のうち4条又は5条の電線を支持する ものを、「第3種電話柱」とは電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。</p> <p>3 この表において「共架電線」とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又 は電話柱に設置する電線をいう。</p> <p>4 占用面積若しくは工作物等の長さが1平方メートル若しくは1メートル未満であると き又はこれらの面積若しくは長さに1平方メートル若しくは1メートル未満の端数があ るときは、1平方メートル又は1メートルとして計算するものとする。</p> <p>5 占用料の額が年額で定められている工作物等に係る占用の期間が1年未満であるとき 又はその期間に1年未満の端数があるときは、月割りをもって計算し、なお1月未満の 端数があるときは、1月として計算し、占用料の額が月額で定められている占用物件に 係る占用の期間が1月未満であるとき又はその期間に1月未満の端数があるときは、1 月として計算するものとする。</p> <p>6 占用料が1件100円未満のときは、100円とする。</p>	